法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第78期（2018年４月１日～2019年３月31日）

■事業報告
　業務の適正を確保するための体制
　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
　会社の財務及び事業の方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針
■連結計算書類
　連結株主資本等変動計算書
　連結注記表
■計算書類
　株主資本等変動計算書
　個別注記表

株式会社　ス　ク　ロ　ー　ル

法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.scroll.jp/ir/stockinfo/meeting/index.html）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

⑴ 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ全体のコンプライアンスやリスク管理体制を統括する内部統制委員会を設置し、内部統制委員会の決定に基づき内部統制の強化を図るとともに、内部監査部の指示により必要に応じて取締役及び使用人への研修、教育を実施いたします。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、取締役及び使用人が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス担当取締役又は社外弁護士を情報受領者とする社内通報制度（スクロールグループ企業倫理ホットライン）を設置し、運用いたします。

これらグループ全体の内部統制システム及びその運用については、内部監査部が評価し、その結果を内部統制委員会に報告いたします。

⑵ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書は、社内規程に基づいて保存するとともに、当該文書は書面（電磁的記録を含む。）による集中管理を行い、取締役がいつでも閲覧できる状態を維持いたします。

⑶ 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

グループ全体のリスク管理に関する基本的事項と体制をリスクマネジメント規程に定めるとともに、内部監査部が組織横断的にリスク状況を把握し、適切な対応を図ります。

なお、内部監査部は、リスク管理体制の適正性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を内部統制委員会に報告いたします。

⑷ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月１回開催するほか必要に応じて随時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。

また、業務執行に関する詳細な事項の意思決定については、取締役及び執行役員で構成する経営会議において慎重に協議するとともに、取締役は、取締役の職務執行に関する意思決定の権限を明確にした規程に則り、職務を遂行いたします。

なお、取締役の職務の執行に関する監査は、監査等委員会が実施いたします。

⑸　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は、子会社管理規程に従い、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整備します。

②　当社における内部統制委員会には子会社社長も参画し、内部統制委員会の決定に基づいたグループ全体の内部統制システムを運用することで、適切な監視体制及び報告体制を確保します。

⑹　当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会が使用人を置くことを求めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に属さない専属の使用人を監査等委員会に配置し、監査業務を補助します。

⑺　前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会による前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、人事異動、評価等については、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立を確保するものとします。

⑻　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

①　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項について当社の監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。

②　前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講じるものとします。

⑼　その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査等委員会は、決裁書の検閲や取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査します。また、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図ります。

② 監査等委員が職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還等の請求をした場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、会社は速やかに当該費用又は債務を適切に処理します。

⑽ 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為もいたしません。また、自ら反社会的勢力の力を利用いたしません。万一、これら反社会的勢力とのトラブル等が発生した場合には、法律の専門家や警察署等と連携し、毅然とした対応を行います。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に基づき実施した、当連結会計年度における当社の内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりです。

⑴ 重要な会議の開催状況

当連結会計年度における取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しております。また、監査等委員会は14回、内部統制委員会は２回開催いたしました。

なお、取締役会については、上記開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が６回ありました。

⑵ コンプライアンス教育の実施状況について

当連結会計年度においては、コンプライアンス全般及び知的財産権の侵害防止をテーマに、新たに当社グループに加わった子会社を含めグループ全社員に対し、集合教育を実施いたしました。

⑶ 監査等委員の職務の執行について

監査等委員は、決裁書の検閲や取締役会に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査いたしました。また、監査等委員は、当社代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施いたしました。この他、内部統制部門からその活動状況の報告を受け、意見交換とともに依頼、指示を行っております。

⑷ 当社グループの管理体制について

当社子会社については、子会社管理規程に従い、取締役会その他会議体の運営指導、各種規程の整備と見直しを行っております。また、グループ全体での内部統制活動として、財務報告整備活動、個人情報保護整備活動、ＢＣＰ整備活動、特定個人情報保護整備活動、景表法・薬機法等対応整備活動、業務の有効性・効率性整備活動、リスクマネジメント全般活動などを推進してまいりました。

⑸ 反社会的勢力の排除について

当社は、お取引先様との契約書においては反社会的勢力の排除に関する規定を設けるとともに、社員に対する教育を実施することで、反社会的勢力との関係を一切遮断するよう努めております。

会社の財務及び事業の方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、2017年５月30日開催の第76期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」について、その有効期間を３年間として承認され、会社の事業方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めております。以下、その概略をご説明いたします。

⑴　基本方針の内容（会社の事業の方針等の決定を支配する者のあり方）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを最大の目標として掲げ、かつその実現が可能な者であるべきものと考えます。

⑵　基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、通販ビジネスを主たる事業として、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としています。この価値はお客様への提供価値を最大化することによって実現できるものであり、お客様への提供価値を高めるためには、お客様ニーズの探求、お客様との密接な関係づくり、新しい商品・サービスの開発、ローコストオペレーション、安全かつ適切なる情報の活用・管理等が欠かせません。

当社グループは創業以来、「安心」と「信頼」に基づいた通信販売事業を通じ、時代の歩みとともに一歩先をゆくビジネスにチャレンジしてまいりました。

カタログ通販からＥＣへの変革、ファッションから化粧品や健康食品等の商材拡充、スマートシニアや海外のお客様に向けた「お客様起点」のサービス向上、国内市場からアジアを中心としたグローバル市場への挑戦など、当社はグループの多様な商材・サービスを駆使して、「Ｄｉｒｅｃｔ Ｍａｒｋｅｔｉｎｇ Ｃｏｎｇｌｏｍｅｒａｔｅ（DMC）複合通販企業」戦略を推進してまいります。

⑶　不適切な者によって事業方針等の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、不適切な者によって大規模買付行為が行われることを防止するため、その買付ルールを設けるとともに、その対抗措置を定めています。

①　大規模買付ルールの概要

ⓐ　意向表明書の提出

大規模買付を行おうとする場合には、大規模買付行為の概要を明示し、買付ルールに従う旨の表明のある意向表明書を提出していただきます。

⑹ 大規模買付者による情報提供

次に、大規模買付者には、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために、大規模買付者の概要、買付の目的、買付後の経営方針等の情報を提供していただきます。

⑹ 取締役会による評価

次に、当社取締役会は、情報提供を受けたのち60日間又は90日間のあいだに評価、検討、買付条件の交渉・協議、意見形成、代替案の提出などを検討し、実施します。なお、30日間を限度として検討期間を延長することがあります。

⑹ 独立委員会への情報提供と勧告

当社は、当社取締役会が公正中立な判断をするために、取締役会から独立した機関として独立委員会を設置しています。当社取締役会は、上記（a）～（c）に掲げる事項を行うときは、独立委員会に情報提供するとともに、独立委員会から提出される勧告を最大限尊重します。

② 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

⑹ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

当社取締役会は、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合（濫用的買付者の場合）には、対抗措置をとることもあります。

⑹ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で株主割当てによる新株予約権を発行するなどの対抗措置を決定することとします。

⑹ 対抗措置を発動する手続き

当社取締役会が大規模買付行為の開始に対抗する具体的措置の発動を決議するには、独立委員会に対しその発動の是非を諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重します。

また、当社取締役会は、自らの判断により、又は独立委員会の勧告により、株主意思確認総会を開催することがあります。

⑷ 本買収防衛策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことの説明

本買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）が基本方針に沿い、企業価値・株主共同の利益に合致し、役員の地位の維持を目的とするものではないことの理由は以下に掲げるとおりです。

① 経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、また経済産業省の企業価値研究会が公表した2008年６月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有しています。

② 本プランは、企業価値・株主共同の利益の確保、向上を目的としています。
③ 継続的な情報開示を行い、透明性を確保しています。
④ 本プランは、株主総会決議により導入されたもので、株主の皆様のご意思を反映したものです。また、対抗措置発動時にも株主総会を開催し株主の皆様の意思を確認する場合があります。
⑤ 取締役会の判断の客観性、合理性が確保されています。対抗措置発動の手続きを定め、独立委員会の勧告を最大限尊重し、そして適宜情報開示を取締役会に義務づけております。
⑥ 本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、監査等委員会設置会社に係る会社法の取締役の任期規制に従い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を１年、監査等委員である取締役の任期を２年としており、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

＜ご参考＞

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」、当社買収防衛策の概要につきましては、当社ホームページ（https://www.scroll.jp/ir/governance/）に掲載いたしております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,005	6,657	8,018	△326	20,353
当期変動額					
剰余金の配当			△345		△345
親会社株主に帰属する当期純利益			631		631
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				63	63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	286	62	348
当期末残高	6,005	6,657	8,304	△263	20,702

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	749	△29	16	736	4	21,094
当期変動額						
剰余金の配当						△345
親会社株主に帰属する当期純利益						631
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△344	56	△6	△295	8	△287
当期変動額合計	△344	56	△6	△295	8	61
当期末残高	404	27	9	440	13	21,156

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の状況

① 連結子会社の数	22社
② 連結子会社の名称	㈱スクロール３６０、㈱ムトウクレジット、 詩克楽商貿（上海）有限公司、㈱イノベート、 ㈱豆腐の盛田屋、㈱ＡＸＥＳ、北海道アンソロポロジー㈱、 ㈱キャッチボール、㈱スクロールＲ＆Ｄ、 ㈱スクロールロジスティクス、 SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE. LTD.、 ㈱ナチュラピュリファイ研究所、㈱Ｔ＆Ｍ、㈱キナリ、 ㈱スクロールインターナショナル、㈱ナチュラム、 イーシー・ユニオン㈱、成都音和娜網絡服務有限公司、 ㈱トラベックスツアーズ、㈱もしも、 台灣詩克樂股份有限公司、㈱ミヨシ

⑵ 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度から、㈱もしも、台灣詩克樂股份有限公司、㈱ミヨシを連結の範囲に含めております。

㈱もしもにつきましては、2018年５月25日を効力発生日として当社の連結子会社である㈱スクロール３６０が株式を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、当該連結子会社は決算日を11月30日から３月31日に変更しており、当連結会計年度における連結決算に取り込んだ事業年度の月数は10ヶ月となっております。

台灣詩克樂股份有限公司につきましては、2018年12月５日をもって出資が完了したため、連結の範囲に含めております。なお、当該連結子会社の決算日は12月31日であり、当連結会計年度における連結決算に取り込んだ事業年度の月数は１ヶ月となっております。

㈱ミヨシにつきましては、2019年３月４日を効力発生日として当社の連結子会社である㈱ナチュラムが株式を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、当該連結子会社のみなし取得日を2019年３月31日としているため、連結損益計算書に与える影響はありません。

⑶ 非連結子会社の名称等

① 非連結子会社の名称	㈱豆腐の盛田屋椎葉村工場
② 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した非連結子会社の状況
　①　持分法適用の非連結子会社の数　　1社
　②　非連結子会社の名称　　㈱豆腐の盛田屋椎葉村工場

⑵　持分法を適用した関連会社の状況
　①　持分法適用の関連会社の数　　1社
　②　関連会社の名称　　Cat Dong Trading and Services Joint Stock Company
（ベトナム社会主義共和国）

⑶　持分法の適用の範囲の変更に関する事項
　当連結会計年度から、新たに出資を行ったCat Dong Trading and Services Joint Stock Company を持分法適用の範囲に含めております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

　連結子会社のうち、詩克楽商貿（上海）有限公司、SCROLL SINGAPORE ENTERPRISE PTE. LTD.、成都音和娜網絡服務有限公司及び台灣詩克樂股份有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
　その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法
　①　有価証券
　　その他有価証券
　　時価のあるもの　　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
　　時価のないもの　　移動平均法による原価法

　②　たな卸資産
　　商品　　主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
　　貯蔵品　　主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産 （リース資産を除く）	主として定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　　３～45年 機械装置及び運搬具　２～17年
②　無形固定資産 （リース資産を除く）	主として定額法 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
③　リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金	売上債権、未収入金及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、連結会計年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の連結会計年度負担分を計上しております。
③　ポイント引当金	販売促進を目的とするポイント制度により、発行したポイントの利用に備えるため、ポイントの利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
④　利息返還損失引当金	利息返還請求による損失に備えるため、連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。
⑤　役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末所要額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。 連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。
⑥　環境対策引当金	ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。

⑷ 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑸ 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：為替予約　ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務
③ ヘッジ方針	外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑹ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。ただし、金額的に重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

⑺ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
② 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更に関する注記）

1．連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「債務勘定整理益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	9,771百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	34,818	－	－	34,818
合計	34,818	－	－	34,818
自己株式				
普通株式	707	0	162	545
合計	707	0	162	545

（注）1．普通株式の自己株式の株式数には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首412千株、当連結会計年度末249千株）が含まれております。

2．普通株式の自己株式の増加０千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3．普通株式の自己株式の減少162千株は、信託口からスクロール従業員持株会への売却によるものであります。

2．剰余金の配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2018年5月8日 取締役会（注）1	普通株式	172	5.00	2018年3月31日	2018年6月1日
2018年10月30日 取締役会（注）2	普通株式	172	5.00	2018年9月30日	2018年11月30日

（注）1．配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

（注）2．配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2019年5月8日 取締役会（注）	普通株式	172	利益剰余金	5.00	2019年 3月31日	2019年 6月3日

（注）配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主に短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛金管理規程に従い、債権管理部門が顧客ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金は、主に短期的な運転資金に係る資金調達（原則として５年以内）であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引に限定しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結注記表（重要なヘッジ会計の方法）」をご参照ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

⑶　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　現金及び預金	5,473	5,473	－
⑵　売掛金	10,259		
貸倒引当金（※１）	△13		
	10,246	10,246	－
⑶　未収入金	2,538		
貸倒引当金（※１）	△228		
	2,309	2,309	－
⑷　投資有価証券			
その他有価証券	1,253	1,254	0
資産計	19,282	19,283	0
⑴　買掛金	3,069	3,069	－
⑵　短期借入金（※２）	100	99	△0
⑶　未払金	10,271	10,271	－
⑷　未払法人税等	554	554	－
⑸　長期借入金	4,544	4,536	△8
負債計	18,541	18,532	△8
デリバティブ取引（※３）	38	38	－

※１．売掛金、未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
２．短期借入金には１年以内返済予定長期借入金を含めて表示しております。
３．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金、⑶　未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷　投資有価証券

これらの時価について、株式は主に取引所の価格によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

（その他有価証券で時価のあるもの）

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	⑴　株式	1,253	683	570
	⑵　債券	－	－	－
	⑶　その他	－	－	－
	小計	1,253	683	570
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	⑴　株式	－	－	－
	⑵　債券	－	－	－
	⑶　その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		1,253	683	570

負　債

⑴　買掛金、⑶　未払金、⑷　未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　短期借入金、⑸　長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	2,610	－	38
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	263	－	（※2）
合計			2,873	－	38

※1．時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2．為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金等と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金等の時価に含めて記載しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	27

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 ⑷ 投資有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位　百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,473	－	－	－
売掛金	10,259			
未収入金	2,538	－	－	－
合計	18,270	－	－	－

（注）４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位　百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	100	169	4,300	75	－	－

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　616円92銭

２．１株当たり当期純利益　18円47銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1．企業結合に関する注記

Ⅰ　取得による企業結合

（株式会社もしも）

1．企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社もしも

事業の内容　　：ドロップシッピングサービス、アフィリエイトサービス及びドロップシッパー、アフィリエイターの育成を目的とした教育・支援

（2）企業結合を行った主な理由

当社グループの企業価値の向上を図ることを目的としております。

（3）企業結合日

2018年５月25日

（4）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

（5）結合後企業の名称

変更ありません。

（6）取得した議決権比率

100％

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社スクロール360が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2．連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2018年６月１日から2019年３月31日まで

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,000百万円
取得原価		1,000

4．主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス業務に対する報酬手数料等　　39百万円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

（1）発生したのれんの金額

704百万円

（2）発生原因

株式会社もしもが営む事業からもたらされる超過収益力を「のれん」と認識したものであります。

（3）償却方法及び償却期間

５年間にわたる均等償却

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	555百万円
固定資産	214
資産合計	769
流動負債	444
固定負債	29
負債合計	474

7．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高　360百万円

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高と、取得企業の連結損益計算書における売上高との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

（株式会社ミヨシ）

1．企業結合の概要
（1）被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称：株式会社ミヨシ
事業の内容　　：防災備蓄品、保存食の企画・販売、防災用機材の販売
（2）企業結合を行った主な理由
当社グループの企業価値の向上を図ることを目的としております。
（3）企業結合日
2019年３月４日
（4）企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
（5）結合後企業の名称
変更ありません。
（6）取得した議決権比率
100％
（7）取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の連結子会社である株式会社ナチュラムが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2．連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2019年３月31日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	450百万円
取得原価		450

4．主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス業務に対する報酬手数料等　　27百万円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
（1）発生したのれんの金額
214百万円
（2）発生原因
株式会社ミヨシが営む事業からもたらされる超過収益力を「のれん」と認識したものであります。
（3）償却方法及び償却期間
５年間にわたる均等償却

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	559百万円
固定資産	23
資産合計	582
流動負債	297
固定負債	50
負債合計	347

7．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	639百万円

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高と、取得企業の連結損益計算書における売上高との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,005	7,221	△277	6,944	601	275	5,040	394	6,310	△326	18,933
当期変動額											
剰余金の配当								△345	△345		△345
当期純利益								382	382		382
固定資産圧縮積立金の積立						0		△0	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△40		40	－		－
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分										63	63
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△40	－	77	37	62	100
当期末残高	6,005	7,221	△277	6,944	601	235	5,040	471	6,347	△263	19,033

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価差額等合計		
当期首残高	749	△29	720	4	19,658
当期変動額					
剰余金の配当					△345
当期純利益					382
固定資産圧縮積立金の積立					－
固定資産圧縮積立金の取崩					－
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					63
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△344	56	△288	8	△280
当期変動額合計	△344	56	△288	8	△180
当期末残高	404	27	431	13	19,478

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券	
① 子会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
時価のあるもの	事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
⑵ たな卸資産	
① 商品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
② 貯蔵品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　　６～38年 機械及び装置　２～17年
⑵ 無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑶ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金	売上債権、未収入金及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、事業年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金　　使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の事業年度負担分を計上しております。

⑶　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生時の事業年度に全額費用処理しております。

⑷　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく事業年度末所要額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。

事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

⑸　環境対策引当金　　ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。

⑹　関係会社事業損失引当金　　関係会社に対する投資等の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

4．重要なヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務

⑶　ヘッジ方針　　外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

⑵　連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更に関する注記）

1．損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	9,407百万円

2．関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	5,236百万円
短期金銭債務	1,969百万円

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

売上高	486百万円
仕入高	363百万円
販売費及び一般管理費	974百万円
営業取引以外の取引高	273百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普　通　株　式	707	0	162	545

（注）1．普通株式の自己株式の株式数には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式（当事業年度期首412千株、当事業年度末249千株）が含まれております。
2．普通株式の自己株式の増加０千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3．普通株式の自己株式の減少162千株は、信託口からスクロール従業員持株会への売却によるものであります。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損否認	1,375百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	561百万円
退職給付引当金否認	244百万円
減価償却超過額	190百万円
減損損失	102百万円
未払事業税等	34百万円
商品評価損否認	33百万円
賞与引当金否認	33百万円
資産除去債務	27百万円
その他	45百万円
繰延税金資産小計	2,649百万円
評価性引当額	2,078百万円
繰延税金資産合計	570百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	165百万円
固定資産圧縮積立金	100百万円
繰延ヘッジ損益	11百万円
その他	6百万円
繰延税金負債合計	283百万円
繰延税金資産の純額	287百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	29.99%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.70%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.51%
住民税均等割額等	0.94%
評価性引当額増減	33.13%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.19%
その他	1.19%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	62.62%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例」（2018年静岡県条例第54号）が2018年12月21日に成立し、2019年４月１日以後に終了する事業年度から法人事業税率の引き下げが行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、29.99%から29.86%に変更されております。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

１．子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社イノベート	東京都品川区	36	eコマース事業	(所有)直接100.0	運転資金の貸付役員の兼任	資金の貸付利息の受取	976 13	短期貸付金 －	1,060 －
子会社	株式会社AXES	東京都品川区	95	eコマース事業	(所有)直接100.0	運転資金の貸付役員の兼任	資金の貸付利息の受取	1,151 16	短期貸付金 －	1,163 －
子会社	株式会社キャッチボール	東京都品川区	70	ソリューション事業	(所有)間接100.0	余剰資金の運用役員の兼任	資金の借入利息の支払	566 0	短期借入金 －	34 －
子会社	株式会社ナチュラピュリファイ研究所	東京都品川区	350	健粧品事業	(所有)直接100.0	運転資金の貸付役員の兼任	資金の貸付利息の受取	1,057 15	短期貸付金 －	1,082 －
子会社	株式会社T&M	東京都品川区	10	健粧品事業	(所有)直接100.0	運転資金の貸付役員の兼任	資金の貸付利息の受取	921 13	短期貸付金 －	1,024 －

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付・借入の金利については、市場金利を勘案して決定しております。また、反復的に取引を行っている、資金の貸付・借入につきましては月末平均残高を取引金額として記載しております。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社キノスラ	浜松市中区	7	インターネット通販に関するコンサルティング	－	通販サイト制作支援役員の兼任	通販サイト制作支援	18	未払金	1

（注）1．株式会社キノスラは、当社取締役佐藤浩明及びその近親者が議決権の過半数を保有する会社であります。

2．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引条件を考慮して決定しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　567円95銭

2．1株当たり当期純利益　11円18銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。